

平成20年度第2回香川県後期高齢者医療広域連合懇話会会議概要

1 日 時 平成21年3月12日（木）午後3時から午後4時45分

2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

3 出席者

【委員】 岡本忠夫委員、山端政雄委員、野本賢委員、小野賢一委員、
久米川啓委員、為國真理委員、松尾邦之委員、高嶋伸子委員、
山下祐司委員

【事務局】 小山事務局長、松下事務局次長兼総務課長、石井事業課長
田中グループリーダー、山崎グループリーダー、
宮本グループリーダー、藤本グループリーダー、八木主査

4 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1) 後期高齢者医療被保険者証について

(2) 高額介護合算療養費について

(3) その他

- ・ 長寿医療制度の平成21年度保険料について
- ・ 長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について
- ・ 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について
- ・ 平成20年度上半期分 国民健康保険・後期高齢者医療 医療費速報について

5 懇話会会議の経過等

(1) 後期高齢者医療被保険者証について

8月に配布する新しい被保険者証の色及び印字について、途中経過を報告した。

(2) 高額介護合算療養費について

制度と事務の流れについて報告した。

(3) その他

- ・ 長寿医療制度の平成21年度保険料について
 - ・ 長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について
 - ・ 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について
 - ・ 平成20年度上半期分 国民健康保険・後期高齢者医療 医療費速報について
- 次年度の開催は2回開催予定であり、開催時期については、そのつど案内することとした。

【 各委員の主な質疑及び意見等 】

(委員) 資格取得日、発行期日及び交付年月日の記載は、何らかの規定があるのか。カルテ作成には、必要のない事項であるのだが。

(事務局) いずれも国の規定した必須事項です。負担割合の変更日や交付日の確認等のために必要です。

(委員) 被保険者証の印字が擦れて確認できないことがある。改善できないのか。

(事務局) 各自治体では、広域連合から配付しているプリンターで被保険

者証を印刷しています。しかしながら、被保険者証にコーティング等はできないので、汚損等があった場合においては、各自治体で再交付の申請をお願いしています。

(委員) 被保険者番号と保険者番号の違いはなにか。

(事務局) 被保険者番号は、香川県内での通し番号です。保険者番号は、お住まいの各自治体ごとに割り振られた番号です。

(委員) 高額介護合算療養費とは、1年間を通じての療養費のことか。

(事務局) 1年間を通じての療養費のことです。ただし、今年度については、16か月（平成20年4月から平成21年7月分まで）を対象としています。

(委員) 高額介護合算療養費は、被保険者の申請によるとなっているが、保険者側からの申請勧奨はないのか。

(事務局) 申請主義となっていますが、保険者側から申請勧奨の通知等の対応を今後の検討課題としています。

(委員) 広域連合は、長寿医療と介護保険のデータを所有しているのか。

(事務局) 広域連合は、長寿医療のデータのみ所有しているため実際に作業の段階では、介護保険のデータを所有している国民健康保険団体連合会と連携してデータの照合等の作業が必要となります。

(委員) 勸奨を実施する方向でお願いしたい。

(委員) 高額介護合算療養費の限度額は、何を基準に設定したのか？

(事務局) 限度額については、老人医療と介護保険の自己負担額を合算した額と所得の分布状況を踏まえて国で設定した金額です。

(委員) 長寿医療制度の創設により新たな現役並み所得者になる方への対応については、平成21年1月からの見なおしに伴い、何らかの通知は行なっているのか。

(事務局) 昨年12月中に対象者の方に対し御案内を差しあげ、各自治体の窓口で直接、3割の被保険者証を回収し、新たに1割の被保険者証の交付を行なっています。

(委員) 均等割りの9割、7割、5割及び2割軽減を受ける方は、どれぐらいの割合でいるのか。この保険料で運営できるのか。

(事務局) まず被保険者数ですが、昨年の制度施行日4月1日時点では約132,000人です。毎月の75歳到達者数は約800人～約千人、死亡者数は、約600人～約700人で推移しています。このことから平成21年度被保険者数は、134,700人と予測しています。このうち9割軽減対象者数は24,600人、7割軽減23,200人、5割軽減4,100人、2割軽減9,400人、トータルで61,300人です。旧ただし書所得金額が、58万円以下の方の5割軽減対象者数は、12,500

人です。ただし、この方々は7割、5割及び2割軽減対象者数に含まれます。被扶養者数は、22,300人です。このうち9割軽減と7割軽減対象者数は各4,500人、5割軽減13,300人です。被保険者と被扶養者の対象者数を合算しますと83,600人となり、約6割の方が何らかの軽減の対象者であると言えます。

なお、保険料の軽減分については、国庫補助金で補填されることとなっていますことから、平成20年度、21年度については、現在の保険料で対応できると考えています。

(委員) 高額介護合算療養費の事務の流れについて、80歳や90歳の高齢者に対する事務の配慮はあるのか？

(事務局) 申請主義となっていることから、支給兼自己負担額証明書交付申請及び高額介護合算療養費の支給申請は、被保険者又は代理人が行っていただきたいと考えています。ただし、申請勧奨は、今後の検討課題としています。

(委員) 保険料の収納状況はどうか？滞納者についてはどのように対応しているのか？

(事務局) 特別な取扱いの関係を除外しまして、昨年12月までの収納率は普通徴収約96.8%と特別徴収の100%を合わせて、約98.95%です。先般、厚生労働省から全国の収納状況について公表された資料によると、全国平均の普通徴収は約94%となっていることから、当広域連合の徴収率は全国平均を上回っています。

滞納者については、各市町と連携のうえ納付勧奨に取り組んでいます。納付が困難な方については、分納や減免の制度がありま

すので、各市町において納付相談を行い、収納率の向上に努めています。

(事務局) 前回御質問いただきました後期高齢者診療料について回答いたします。平成21年1月1日現在の後期高齢者医療診療料の届け出の医療機関数は、全体で193か所です。昨年5月の県下の内科の診療科数が約285か所であることから、約67～68%が後期高齢者医療診療料の届出医療機関となっております。

なお、昨年11月診療分について調査したところ、193か所の届け出医療機関のうち算定医療機関は23か所ということで、算定率が約12%であったことを報告させていただきます。